

事務連絡
令和6年5月31日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部
各指定都市社会保障・税番号制度担当部 御中

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等について

平素よりマイナンバーカードの普及促進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

内閣府地方創生推進事務局参事官から「マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等に係る解釈の明確化に関する照会について」（令和6年5月22日付け地事第421号）により照会のあったマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等に係る解釈の明確化について、「マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等に係る解釈の明確化に関する照会について（回答）」（令和6年5月31日付け総行マ第66号総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室長通知）により別添のとおり回答いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、以上について、域内の指定都市を除く市区町村に周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室
担当：佐藤、高山
電話：03-5253-5366（直通）
メール：juki@soumu.go.jp

(別添)

府地事第421号

令和6年5月22日

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室長 殿

内閣府地方創生推進事務局参事官

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の
利用制限等に係る解釈の明確化に関する照会について

デジタル田園健康特区（石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県吉備中央町）においては、医療機関、地方公共団体、民間事業者等の様々な主体が保有する健康医療情報を、自治体を超えて連携し、新たなPHRサービスの実装に向けた取組が行われています。その実装に向けて、今般、デジタル田園健康特区及び富士通 Japan 株式会社から、PHRサービス上の利用者個人に対応するID（サービスID）と、各地方公共団体がシステム上で個人を特定するために使用する番号（宛名番号）を、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行の番号を介して紐付けする方法により、地方公共団体が保有する健康医療情報（健診情報、予防接種歴等）をPHRサービスに提供することを含め、地方公共団体とPHRサービスを提供する民間事業者の間で相互に情報連携を行う仕組みについて提案がありました。

つきましては、民間事業者（同法第18条第1項に規定する署名検証者等に該当しない事業者）の提供するPHRアプリケーション等を用いて、利用者本人から地方公共団体に利用者証明用電子証明書を通知し、利用者証明用電子証明書の発行の番号を地方公共団体がサービスIDと宛名番号の紐付けのために利用することについての同法第46条（認証業務に関する情報の適正な使用）、第63条（署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等）等の関連規定における取扱いについて、回答をお願いします。

(別添)

総行マ第 66 号

令和 6 年 5 月 31 日

内閣府地方創生推進事務局参事官 殿

総務省自治行政局住民制度課

マイナンバー制度支援室長

マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行の番号の
利用制限等に係る解釈の明確化に関する照会について (回答)

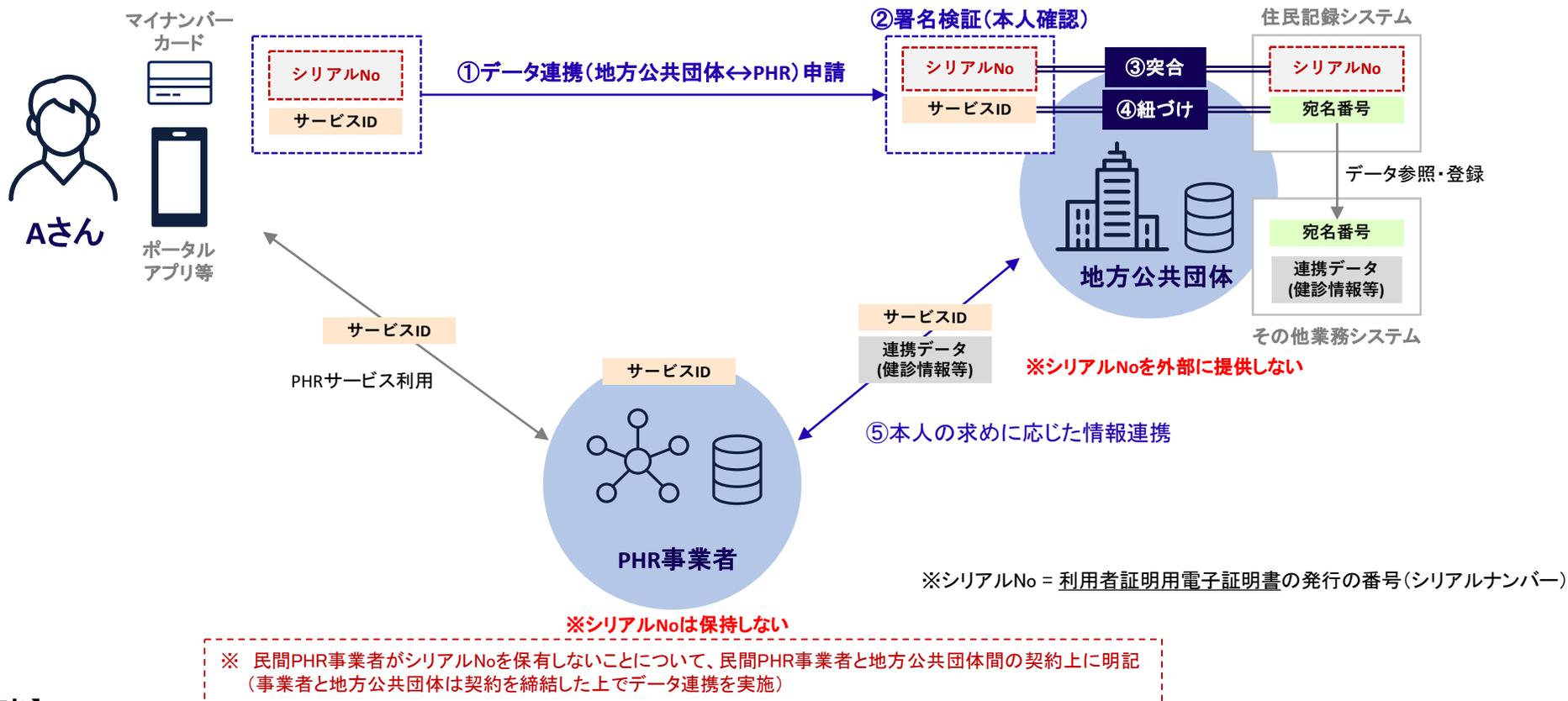
令和 6 年 5 月 22 日付け府地事第 421 号で照会のあった、民間事業者（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 18 条第 1 項に規定する署名検証者等に該当しない事業者）の提供する P H R アプリケーション等を用いて、利用者本人から地方公共団体に利用者証明用電子証明書を通知し、利用者証明用電子証明書の発行の番号を地方公共団体が P H R サービス上の利用者個人に対応する I D（サービス I D）と各地方公共団体がシステム上で個人を特定するために使用する番号（宛名番号）の紐付けのために利用することについての同法第 46 条（認証業務に関する情報の適正な使用）、第 63 条（署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の発行の番号の利用制限等）等の関連規定における取扱いについて、下記のとおり回答いたします。

記

照会のあった場合において、P H R サービスを提供する民間事業者が P H R サービス上の利用者本人から通知された利用者証明用電子証明書の発行の番号を保持すること及び地方公共団体が当該発行の番号を外部に提供することは認められないが、当該地方公共団体内部で当該発行の番号をサービス I D と宛名番号の紐付けのために利用することは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 46 条、第 63 条等の同法の規定に反しない。

提案スキーム（地方公共団体の保有データを活用したPHRサービス）

（参考）



【流れ】

- ① Aさんが、マイナンバーカードを用いて利用者証明用電子証明書を取得し、ポータルアプリを利用して、PHRサービス上のID（サービスID）と利用者証明用電子証明書をセットで地方公共団体に送付する（地方公共団体とPHR事業者間で情報連携を行うことの申請・同意）。
- ② 地方公共団体は利用者証明用電子証明書の有効性の検証を行う。
- ③ 地方公共団体のシステム上において、「①により得られた利用者証明用電子証明書のシリアルナンバー」と「住民記録システムの機能により取り込んだ利用者証明用電子証明書のシリアルナンバー」を突合する。
- ④ ③で突合した利用者証明用電子証明書のシリアルナンバーを介して、地方公共団体のシステム上において、「サービスID」と「宛名番号」の紐付けを行う。
- ⑤ 地方公共団体の業務システムに保管されている健診情報等を、宛名番号を介してサービスIDと紐付け、PHRサービスに連携する。
- ⑥ PHR事業者は、本人の求めに応じて、連携された健診情報等を活用し、Aさんに対しPHRサービスを提供する。